

福島市小規模修繕契約希望者登録要領

1 目的

福島市が発注する小規模な修繕について、市内に主たる事業所があり、かつ、入札参加資格審査申請が困難な小規模事業者を積極的に業者選定の対象とすることによってその受注機会を拡大し、市内経済の活性化を図ろうとするものである。

2 登録できる者

福島市内に主たる事業所を置く者（適法の範囲内であれば、希望業種、建設業の許可の有無、経営組織、従業員数等についてその内容を問わない。ただし、法令等の定めにより許可・免許・登録（以下「許可等」という。）を要する場合はその許可等を得ていること。）

3 登録できない者

- (1) 福島市内に主たる事業所を置かない者
- (2) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者でその復権を得ない者
- (3) 福島市入札参加資格審査申請に基づく資格業者名簿に登録されている者
- (4) 希望業種を履行するために必要な資格・許可等を有しない者
- (5) 入札参加資格のある法人の代表者及び役員が小規模修繕希望者登録申請をする法人の代表者及び役員になっている等、入札参加資格のある法人の同種関連会社と認められる事業者及びこれと同様と認められる個人
- (6) 自ら業として希望業種に係る業務を現に行っていない者
- (7) 公共発注の相手方として不相当と認められる者
- (8) 福島市において市税を滞納している者
- (9) 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は契約締結権を委任する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この条において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下この条において「暴力団」という。）又は暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）若しくは暴力団員の配偶者（当該暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）であると認められる者
- (10) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる者
- (11) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- (12) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる者
- (13) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

4 登録の方法

- (1) 登録の受付時期は、有効期間開始年度の前年度の定められた期間とする。ただし、追加申請受付について残有効年度の前年度の定められた期間とする。
- (2) 登録受付は、財務部契約検査課で行う。
- (3) 登録申請は、申請書持参又は郵便方式とし、市が必要と認める書類を提出する。

5 登録の有効期間

受付日の属する年度の翌年度の4月1日から2年度間とする。ただし、追加申請は1年度間とする。

6 登録できる内容

自ら履行できる修繕業務であれば、業種は問わない。ただし、法令等の定めにより許可等を要する場合はその許可等を得ていること。

7 登録者の取り扱い

市は、必要と認める添付書類の提出を求めて申請書の簡単な審査を行い、福島市小規模修繕契約希望者登録名簿に登載し、庁内に公開するとともに、一般にも公開して、該当する契約に係る業者選定に際して積極的に見積参加機会を与えるよう努めるものとする。なお、福島市入札参加資格審査申請による資格業者の選定を否定するものではない。

8 対象となる契約

対象となる修繕契約は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 内容が軽易で、かつ、履行の確保が容易であるもの
- (2) 契約金額が50万円未満の小規模な修繕

9 契約保証金

この制度による契約締結に際しては、契約保証金を免除する。

10 登録の変更等の届け出

この制度の登録業者は、次に掲げる事項のいずれかに該当したときは文書により届け出しなければならない。

- (1) 商号又は名称及び代表者を変更したとき。
- (2) 所在地及び電話番号等を変更したとき。
- (3) 廃業等により営業ができないとき。
- (4) 登録を辞退したいとき。

附 則

この要領は、平成14年9月1日から施行し、初年度の登録有効期間は平成14年10月1日から平成17年3月31日までとする。

附 則

この要領は、平成16年11月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年11月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年11月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年1月29日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年1月4日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。